

10. 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入並びに 介護人材の確保及び拡充について

近畿部会提出
説明担当 大津市

現在、国においては第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場を中心に要支援者などに対する取組みが進められるとともに、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育つなど、介護サービスを支える地域の大きな力となってきている。

こうした状況に鑑み、現場の事業者や市町村に大きな混乱が生ずることのないよう、制度変更においては特段の配慮と取組みを要望する。

加えて、介護報酬をはじめとする制度的な処遇改善が進まない現状から、介護サービス事業所では介護従事者の確保が大変厳しい状況にある。今後、更なる施設整備や地域包括ケアシステムの構築などを進めていく上で、介護従事者の拡充は、質の高い介護サービスの提供に必須であることから、介護従事者の処遇改善など、人材確保・定着・育成策の一層の推進について、併せて特段の配慮を要望する。